

令和7年度PTA役員組織図

常 任 理 事 会

【総務役員、各委員長、
校長、教頭、教務】

総 務 部 会

役員 10 名

総会・常任理事会等の運営

各委員会との連携・補助

地域との連携

地 域 安 全 委 員 会

委員 9 名程度

旗持ち当番管理

日新かけこみ所管理

広 報 委 員 会

委員 5 名程度

広報誌発行

行事の写真撮影

リサイクル委員会

委員 5 名程度

アルミ缶の回収

リサイクルバザー運営

厚 生 委 員 会

委員 5 名程度

給食試食会運営

イベントの企画・運営

日新小学校PTA規約

(名称・事務局)

第1条 この会は、福井市日新小学校PTAと称し、事務局を日新小学校に置く。

(目的)

第2条 この会は、会員が児童教育についての理解を深め、互いに協力して児童の健やかな育成を助長すると共に会員相互の教養を高め、親睦を図ることを目的とする。

(方針)

第3条 この会は、特定の政党・宗教に偏ることなく、第2条の目的を達成するために必要な事業を行い、他の社会教育団体と協力して児童の福祉増進に努める。

(会員)

第4条 この会の会員は、日新小学校に在籍する児童の保護者と同校教職員とする。

(役員)

第5条 この会には、次の役員を置き、役員会名を総務部会と称する。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3～4名
- (3) 庶務 3～4名
- (4) 監査 2名

(役員の仕事)

第6条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、この会を代表し会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は代理を務める。
- (3) 庶務は、会計事務及び事務一般を担当する。
- (4) 監査委員は、年度末に会計監査を実施する。

第6条の1 役員は役員指名委員会によって次年度の役員候補を選出する。ただし、会長候補に関しては、原則として現役員から選出する。

第6条の2 役員指名委員会の設置については、PTA運営細則第1条に定めるところとする。

(顧問)

第7条 この会に顧問を置くことができる。

- (1) 会長は、これを委嘱する。
- (2) 顧問は、会長の諮問に答える。

(校長・教頭・庶務教員)

第8条 校長・教頭・庶務教員は、すべての会議に出席して意見を述べることができる。

(役員・委員の任期)

第9条 役員の任期は2年以上とし、委員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げないものとする。

第9条の1 任期中に役員・委員に欠員が生じたときは、総務部会にて選出し、会長がそれを委嘱することができる。ただし、補欠の役員・委員の任期は残任期間とする。

(会議)

第10条 この会に総会・常任理事会・委員会を設け、必要に応じ特別委員会を開くことができる。

(総会)

第11条 総会は、定例総会と臨時総会とし、会長がこれを招集する。

第11条の1 総会は、全会員をもって構成し、構成員総数の5分の1以上（委任状を含む）の出席をもって成立する。

第11条の2 定例総会は、毎年1回年度初めに開催する。ただし、必要に応じ臨時総会を開くことができる。

第11条の3 総会は、次のことを行う。

- (1) 規約の改廃及び役員の決定
- (2) 事業計画の決定及び結果報告
- (3) 予算の決定及び決算の承認
- (4) その他重要な事項の決定及び承認

(常任理事会)

第12条 常任理事会は、役員（総務部会）と各委員会の委員長または副委員長をもって構成し、構成員総数3分の2以上（委任を含む）の出席をもって成立する。

第12条の1 常任理事会は必要な時、会長がこれを招集する。

第12条の2 常任理事会は、次のことを行う。

- (1) 総会に附議する議案の決定
- (2) 総会から委任された事項の処理
- (3) 予算の執行計画
- (4) その他必要な事項の処理・報告等

(委員会等)

第13条 この活動を活発にするため、次の部会及び委員会を設け、それぞれの事業を行う。

- (1) 総務部会
- (2) 地域安全委員会
- (3) 広報委員会
- (4) リサイクル委員会
- (5) 厚生委員会

第13条の1 各委員会において、委員の互選により委員長を選出する。

第13条の2 委員会は各委員長が随時これを招集し、当該委員会に関する事項を協議し、

会長の承認を得て、決定事項を執行する。

(特別委員会)

第14条 特別委員会は、役員および特別委員をもって構成し、会長が必要と認めた事項について審議する。

第14条の1 特別委員は、役員・委員長経験者の中から、自選もしくは会長推薦によって選出する。

第14条の2 特別委員は、会長が必要と認めて時に限り、主に次のことを分担して行う。

- (1) 現役員・委員の補佐、PTA活動へのアドバイス
- (2) バザー等、各種PTA活動への協力
- (3) 次年度の役員選出

第14条の3 特別委員の任期は1年以上とする。ただし、再任は妨げないものとする。

(会計監査)

第15条 会計監査は、年度末に監査委員が実施し、その結果を総会に報告しなければならない。

(表 決)

第16条 この会の各会議の表決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は会長の決するところとする。ただし、条約の改廃は、総会出席者の3分の2以上の賛成がなければならない。

(会 計)

第17条 会員は会費を負担する。その額は常任理事会で決定し、総会で承認を得て、毎月徴収する。ただし、特別の事情があり常任理事会で承認された場合は、会費を減免または返還することができる。

第17条の1 この会の経費は、会費・寄附金・その他をもって充てる。

第17条の2 この会の会計年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

(運営細則)

第18条 この会の円滑な運営を図るため、日新小学校PTA運営細則を定める。

第18条の1 運営細則の改廃は、常任理事会で決定し総会に報告する。

第18条の2 この会の慶弔規定は別に定める。

附則

昭和51年	4月27日	制定施行
平成8年	4月20日	一部改正
平成10年	4月25日	一部改正
平成14年	4月20日	一部改正
平成16年	4月23日	一部改正
平成17年	4月22日	一部改正

平成18年	4月20日	一部改正
平成19年	4月20日	一部改正
平成21年	4月24日	一部改正
平成23年	3月 1日	一部改正
平成25年	4月25日	一部改正(役員指名委員会選出範囲の変更4,5,6年→1,2,3,4,5年)
平成27年	4月23日	一部改正(特別委員会の定義,役員選出方法の見直し)
平成28年	4月28日	一部改正(学年委員数の見直し,委員会の見直し)
令和 6年	12月20日	一部改正(役員数の見直し,学年委員会の廃止,委員会の見直し)

日新小学校PTA運営細則

(役員指名委員会の設置)

第1条 毎年、会長が必要と認めた時点で、現役役員の中から数名、役員経験者等（顧問、特別委員等）から数名を役員指名委員会及び正副委員長として選出し、役員指名委員会を設置する。

第1条の1 役員指名委員会の任務は、2月末日までに次年度の役員及び監査委員を選出し、その内諾を得て総会に報告する。

第1条の2 役員指名委員会は、指名委員に選出された時点から、日頃のPTA活動を通じて役員候補者を検討できるよう配慮する。また、役員の選出が難航する場合、現役員は候補者の選出など相談に乗る体制をとる。

第1条の3 第1回目の役員指名委員会は指名委員会委員長が招集する。

第1条の4 役員指名委員会は、その任務を終了した時点で解散する。

(会費)

第2条 この会の会費は、児童1名につき、月額400円とする。

(会費の徴収)

第3条 会費は、毎月学校集金と同時に徴収する。

(記録簿)

第4条 この会は、次の記録簿等を事務局にて管理・保管する。保管期間・廃棄時期は別に定める。

- (1) 会員・職員一覧表
- (2) 各種記録簿
- (3) 金銭出納簿
- (4) 預金通帳
- (5) パソコンのデータファイル等
- (6) その他必要な物

(会員の努めとポイント制)

第5条 この会の会員は、在学中の児童1名に対して2ポイント以上の委員任期、もしくは役員任期を務めることとする。

第5条の1 会員に対し、委員を1年間務めるごとに、1ポイントを在学中の児童1名に対して付与することとする。ただし、役員を2年間務めた場合には、その年の在学中の児童すべてに対してポイントが付与される。また、委員長を1年間務めた場合には、在学中の児童の年長者から順に2ポイント付与される。

第5条の2 役員・委員への活動参加数が年間50%未満の場合には、その年のポイントを認めないこととする。ただし、活動内容を考慮し、最終的な判断は常任理事会にて決定される。

附則

昭和51年4月27日 制定施行
平成 8年4月20日 一部改正
平成10年4月25日 一部改正 (運営細則第3条 会費300円を400円)
平成16年4月23日 一部改正
平成19年4月20日 一部改正
平成21年4月24日 一部改正
平成23年3月 1日 一部改正
平成25年4月25日 一部改正 (役員指名委員会選出範囲の変更 4,5,6年→1,2,3,4,5年)
平成27年4月23日 一部改正 (役員選出方法の見直し)
平成28年4月28日 一部改正 (学年委員数の見直し)
令和 5年2月14日 一部改正 (会員の努めとポイント制の見直し)
令和 6年2月13日 一部改正 (学年委員数の見直し)

日新小学校 PTA 慶弔費規程

第1条 (趣旨)

この規程は、日新小学校に関する慶弔の取扱いに関して必要な事項を定めるものとする。

第2条 (慶事)

慶事の場合は、次に掲げるとおり取り扱うものとする。

(1) 教職員の結婚に対しては、祝い金を贈る。

・教職員 5,000 円

第3条 (弔事)

弔事の場合は、次に掲げるとおり取り扱うものとする。

(1) 児童死亡の場合、5,000 円または花輪

(2) 会員死亡の場合、5,000 円または花輪

第4条 (見舞)

見舞の場合は、次に掲げるとおり取り扱うものとする。

(1) 児童の1ヶ月以上にわたる傷病による入院の場合は、5,000 円の見舞金を贈る。

第5条 (経費)

慶弔金は PTA 会計により支出する。

第6条 (運営)

この規程の運営は、PTA 総務にて行う。

第7条 (その他)

本規程以外のもので対応を講ずべきものについては、会長、副会長の協議により決定する。

附則

本規程は、令和5年4月1日より遡り施行する。